

ふくしまの消費生活

Vol.2

2017年10月

発行／福島市消費生活センター

消費生活に関するニュース、福島市内で起きた契約トラブルやなりすまし詐欺、悪質商法の発生状況、製品安全に関する情報など、みなさんの生活に関わる話題を幅広くお知らせします。

こんな手口が増えています

新手の架空請求詐欺にご注意ください!!

みなさん、日ごろから新聞やテレビ等で報道される情報をチェックしていますか。

新聞では毎日のように「不審な電話があった」という記事が並んでいます。そのような記事には詐欺グループが実際に使った手口も紹介されており、日々変化する手口の中で「誰になりすますのか」、「今よく使われるセリフは何か」、「お金を支払う方法は何か」などの傾向を追うことができます。

今号では「最近」使われる新しい手口を含め、改めて用心してほしい手口を紹介します。

なりすます人物

- サイト運営会社
- 債権回収業者
- 弁護士
- 公的機関（「民事訴訟管理センター」等） など

多彩な手口

①メール 「有料動画の未納料金がある」

「過去のインターネット利用料金が未払いだ」

巧妙

「未納料金を今日中に支払えば、救済措置として〇〇万円戻る」と

告げられ、多額の支払いでも実質的に少しの出費であるなら支払ってしまおう、と思わせる。

②ハガキ 「総合消費料金の未納がある。支払わなければ法的手続きに移行する」

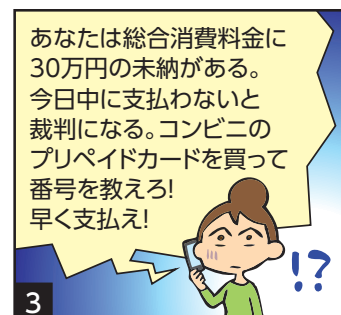
③電話 (1) 固定電話に電話

(2) 携帯電話に電話

「有料サイトの未納料金がある。今日が支払い期限だ」

巧妙

携帯電話を切らないよう指示し、周りに相談する時間を与えず支払わせる。



多様な支払い方法

①銀行振込 詐欺グループが指定する銀行口座等に振り込ませる。

②プリペイドカード コンビニ等でカードを購入させ、カード裏面の番号を詐欺グループに連絡させる。(番号はインターネット上で買い物等に用いられる)

③コンビニ収納代行 コンビニ店頭で店員に支払番号(11桁や13桁の番号)を伝えさせ、代金を振り込ませるだけで、詐欺グループにお金が渡る。全国で少なからず発生しており、今年8月には県内で初めてとなる事案が認知され、今後増えるおそれのある要注意の手口です。

急増のおそれ

裏面へ続く

アドバイス

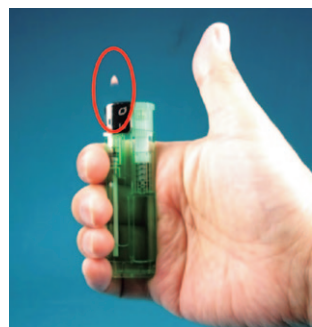
- 身に覚えのない請求は「架空請求」の可能性が高いです。連絡をすると執拗な請求が続くこともあります。架空請求の電話が頻繁にかかってきて困る場合には着信拒否設定をしたり、メールが大量に届く場合には迷惑メール受信拒否設定を行うようにしましょう。**架空請求は支払う必要はありません。一切無視しましょう。**
- 全く知らない会社から届いた通知は全て架空請求だと思っていたら、実は過去に支払いが漏れていたもので、その請求は正当な請求であった（代金回収業務が自分の知らないところで別会社に委託されていた）というケースもあります。当然ながら、正当な請求に対しては代金を支払わなければなりませんので、**自分には支払いが済んでいないものがないか確認**することが必要です。
- 判断に迷う場合や困った場合には、**お早めに消費生活センターまでご相談ください!**

トラブル 注意情報

訪問購入に注意しましょう。「不要な靴や服を買い取る」と女性からの電話に安心して来訪をお願いすると、**男性**がやってきて**強引**にネックレスや指輪を買い取っていくトラブルがあります。訪問をお願いする際には“**1人で対応しないこと**”“**家族や友人、知人と一緒に対応すること**”を心掛けてください。また、その場で物は渡さず、買い取り金額や見積書を受け取って内容を確認した上で買い取ってもらうか検討しましょう。

なりすまし詐欺では、「**警察官**」や「**百貨店店員**」をかたり言葉巧みにキャッシングカードを預かりに自宅まで訪問するケースが増えています。お金やキャッシングカードの話が出たら、その電話は一旦切り、自身で警察署や百貨店に事実なのか確認しましょう。

また、**医師**を名乗り「息子さんが出張中に喉の調子が悪くなり応急処置をした」と告げ、その後息子の上司を名乗る者から「息子さんが大事なものが入ったバッグを病院内でなくした」として、現金を要求する手口も発生しています。



(消費者庁HPより引用)

注意!!

ライターの残り火にご注意ください。消したつもりでも「**残り火**」が消えておらず近くの物に燃え移って事故につながることもあります。

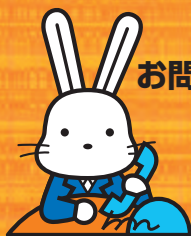
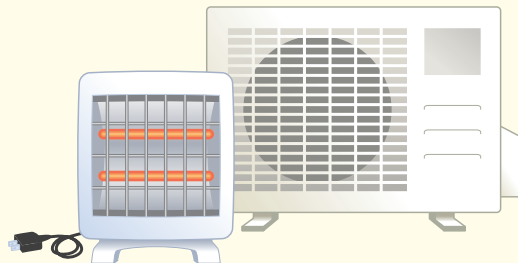
製品リコール情報

消費者庁ホームページ「リコール情報サイト」(<http://www.recall.go.jp>)に掲載されている、身体・生命の安全に関わる「重大事故が多発しているリコール製品」についてお知らせします。



対象製品

- ハック「リチウム電池内蔵充電器」
(2016年8月20日～2016年9月販売)
- ダイキン「エアコン(室外機)」
(1995年1月～1998年3月製造)
- 長府製作所「石油ふるがま」
(1984年から2001年製造)
- ユアサプライムス「電気ストーブ(カーボンヒーター)」
(2015年9月29日～2016年2月20日販売)
- パナソニック「ノートパソコン用バッテリーパック」
(2011年4月～2012年9月製造)



お問い合わせ先

福島市 消費生活センター

相談専用 ☎522-5999 その他 ☎525-3774

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・12/29～1/3を除く)